

令和3年度

事業計画書

自：令和3年 4月 1日

至：令和4年 3月31日

公益財団法人 日本食品化学研究振興財団

令和3年度 事業計画

(概要)

助成事業については、令和3年度は、昨年度に引き続き公益目的事業である食品化学に関する研究・シンポジウム開催等に対する助成事業を進める。平成28年度より開始した奨学助成事業については、大学や研究機関への周知を継続し、事業の推進に努める。

情報の収集及び提供については、食品添加物・残留農薬その他食品化学に関する情報収集を引き続き行うとともに、ホームページ上での提供事業を充実させるため、全面改修（平成29年度）以降も続けているホームページの改修更新を令和3年度も継続して実施する。

また、財団の目的に沿った、食品化学に関連する分野での新規事業展開についての検討を継続する。

受託事業については、厚生労働省の委託等に応じ、既指定の食品添加物の使用基準改正等に必要な安全性資料等の収集等の調査や食品中の残留農薬についても安全性等に係る資料の収集等の調査を行う。また、添加物指定や使用基準改正に向け、公的機関や民間企業等から入札も含め調査依頼がある場合、令和3年度も積極的に調査事業を行う。

各事業の詳細、財団運営に必要な会議開催等の計画は以下のとおりである。

I 助成事業

1 研究助成

1-1 令和3年度研究助成

(1) 研究助成金の交付

令和2年度事業計画に基づき受理した申請について、令和3年3月4日（木）開催の選考委員会にて選考し、3月8日（月）開催の理事会にて採択を決定した課題の申請者に対し研究助成金の交付を行う。助成額は、1件につき概ね50～150万円の範囲で助成し、助成総額は750万円程度とする。

(2) 研究助成金贈呈式

令和3年度については研究助成贈呈式は行わないこととする。

1-2 令和4年度研究助成の準備

食品添加物の安全性及び有用性等食品化学に関する調査・研究に対する助成を、本邦内の大学・研究機関等にて研究活動に従事している研究者を対象に公募して実施する。

(1) 研究課題等

① 一般研究

申請者が各自課題を定めて申請するもの

② 課題研究

予め当財団が研究分野を定め、その分野内で申請者が各自課題を定めて申請するもの

③ 助成期間

原則として1年とするが、研究内容により3か年を限度として継続研究を認めることがある。

(2) 助成対象者の公募

① 募集公告

本財団ホームページに募集要領等を常時掲載することに加えて、専門学会誌及び関係団体ホームページに募集期間の前より募集公告の掲載を依頼する。

② 募集期間： 令和3年11月15日～令和4年1月15日

(3) 助成対象者の決定

選考： 令和4年3月開催予定の選考委員会で選考

交付対象者決定： 令和4年3月開催予定の理事会で決定

2 シンポジウム開催等助成

2-1 令和3年度シンポジウム開催等助成

(1) 前期（令和3年4月～9月）

令和2年度事業計画に基づき受理した令和3年度前期申請について、令和3年3月4日（木）開催の選考委員会において選考し、3月8日（月）開催の理事会にて採択を決定した申請者に助成金の交付を行う。

(2) 後期（令和3年10月～令和4年3月）

① 募集公告

本財団ホームページに募集要領等を常時掲載することに加えて、専門学会誌及び関係団体ホームページに募集期間の前より募集公告の掲載を依頼する。

② 募集期間： 令和 3 年 7 月 1 日～31 日

③ 助成対象者の選考・決定

選 考：令和 3 年 8 月開催予定の選考委員会で選考

交付対象者決定：令和 3 年 9 月開催予定の理事会で決定

(3) 助成額等

1 件につき概ね 15 万円～50 万円の範囲で助成し、助成総額は前・後期合計で 250 万円程度とする。

2-2 令和 4 年度シンポジウム開催等助成の準備（令和 4 年度前期）

食品添加物その他食品化学に関する令和 4 年度前期（4 月～9 月）に開催されるシンポジウム等を対象に、一般公募により開催費の助成を行う。

募集公告、募集期間、助成対象の決定は、「1 研究助成」と同じスケジュールにて実施する。

3 奨学助成

3-1 令和 3 年度奨学助成

令和 3 年度の助成対象者 0 名。（応募者 0 名）

3-2 令和 4 年度奨学助成の準備

食品化学及びこれに関連する科学に係る留学を行う者を対象に、一般公募して奨学助成を実施する。

(1) 募集対象者等

① 海外から日本への留学者

東南アジア及び南アジアから既に日本国内に留学している原則として 40 歳未満の学生（大学 3 年次以上）、大学院生及び教育・研究機関において研究に従事する者とする。

② 日本から海外への留学者

原則として 40 歳未満であって、教育・研究機関において研究に従事する者とする。

③ 助成期間： 原則 2 年間とする。

(2) 助成対象者の公募

① 募集公告

本財団ホームページに募集要領等を常時掲載することに加えて、専門学会誌及び関係団体ホームページに募集期間の前より募集公告の掲載を依頼する。

② 募集期間： 令和3年9月15日～令和3年10月31日

(3) 助成対象者の決定

令和3年12月上旬～中旬に選考委員会において選考を行い、12月中旬～下旬に理事会で決定する。

4 助成研究に対するフォローアップ調査

これまで、当財団が助成してきた研究に関して、助成後の研究成果の活用状況、学会発表、専門誌への投稿、受賞歴等について、毎年、助成後5年経過した助成のフォローアップ調査を行うこととしており、令和3年度は、平成28年度助成分の研究について調査を行う。なお令和5年度には平成26年度～平成30年度の5年間の集計を行う。

当該調査結果は、より効果的な助成のあり方、今後の研究課題の選考のあり方等を検討する際の参考資料とする。

II 情報の収集及び提供

1 ホームページの充実

食品添加物、残留農薬その他食品化学に関する情報を厚生労働省、国立医薬品食品衛生研究所、内閣府食品安全委員会、同消費者庁、関係学会誌等より収集し、整理したうえでホームページに、一部英訳も含め公開しており、今後も一層の充実に努める。

ホームページをより見やすくするため平成29年度に全面改修を実施し、平成30年度からは新しいホームページで情報発信をおこなっているが、令和3年度も更に内容の充実を行うと共により見やすいものとしていく予定である。

2 研究成果報告書

令和2年度研究助成対象者の研究報告を纏めた「第27回研究成果報告書」を刊行し、関係機関等に配付する。 刊行部数 約300部

3 新規事業の検討

定款第3条の財団の目的である「食品化学に関する研究に対する研究助成等を行うことにより、食品の安全性の確保を図り、もって国民の健康の保持増進に寄与すること」の達成のため、現在の各事業に加えて、食品化学に関連する分野での情報・知識の普及など財団に相応しい新規事業展開について検討を継続する。

III 受託事業

1 厚生労働省よりの受託事業

厚生労働省の委託を受け平成15年2月から実施した「国際汎用添加物の安全性等に関する調査事業」については、その結果を受けて、既に41品目が食品添加物指定され、平成30年12月には3品目の指定作業中止と1品目の指定検討継続と全品目の結果と方向が厚労省から示され、本作業の区切りとすることができた。

今後、厚生労働省の新たな委託等に応じ、既指定の食品添加物の使用基準改正等に必要安全性資料等の収集等の調査や食品中の残留農薬についての安全性等に係る資料収集等の調査を行う。

2 公的機関等からの受託事業

公的機関及び民間企業等の依頼により、添加物指定や使用基準改正向けた評価資料の作成事業の受託を平成25年度以降実施しているが、令和3年度も、調査依頼がある場合これを実施する。

IV 会議等開催予定

1 理事会

- (1) 令和3年4月19日(月) ・令和2年度事業報告・決算の承認
- (2) 令和3年5月中旬 ・代表理事の選任
- (3) 令和3年9月上旬 ・令和3年度後期シンポジウム等開催
助成対象者の決定
- (4) 令和3年12月中旬～下旬 ・令和4年度奨学助成対象者の決定
- (5) 令和4年3月上旬 ・令和4年度事業計画・予算の決定
・令和4年度研究助成対象者及び前期シン
ポジウム等開催助成対象者の決定

2 評議員会

- 令和3年5月21日(金) ・令和2年度決算の承認
・理事・監事の選任

3 選考委員会

- (1) 令和3年8月下旬
 - ・令和3年度後期シンポジウム等開催
助成対象者の選考
- (2) 令和3年12月上旬～中旬
 - ・令和4年度奨学助成対象者の選考
- (3) 令和4年3月上旬
 - ・令和4年度研究助成対象者及び前期
シンポジウム等開催助成対象者の選考

4 令和3年度 研究助成金贈呈式
贈呈式は行わないこととする。